

別記様式第7号(計画に定めた際に行う公告(第7条関係))

三種町公告第53号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定め
たため、同法第7条第1項の規定により公告する。
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年9月1日

三種町長 田川 政幸



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
集R8-1	三種町上岩川 字滝ノ沢55	38林班11、11-1、 11-2、11-3、11-4、 11-5小班	山林	4.06	15年	
集R8-2	三種町上岩川 字滝ノ沢66-2	38林班7小班	山林	0.42	15年	
集R8-3	三種町上岩川 字滝ノ沢66-3	38林班12小班	山林	0.52	15年	
集R8-4	三種町上岩川 字滝ノ沢66-12	38林班23小班	山林	0.14	15年	
集R8-5	三種町上岩川 字滝ノ沢157-1	38林班21、21-1、 21-2小班	山林	2.96	15年	
集R8-6	三種町上岩川 字滝ノ沢11	38林班20、20- 1、20-2、20-3小班	山林	3.37	15年	
集R8-7	三種町上岩川 字小新沢169-1	38林班19、19- 1、19-2、19-3小班	山林	2.37	15年	

2 縦覧場所

三種町農林課林務係、三種町のホームページ
(<https://www.town.mitane.akita.jp>)

3 本公告により、三種町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。